

広島市立大学授業実施方針

1 基本的な方針・目標

新型コロナウイルス感染症は今なお予断を許さない状況であるが、国の対処方針等がウィズコロナにシフトしていることも踏まえ、本学の新型コロナウイルス感染予防・拡大防止ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に沿って感染対策を徹底しつつ、学生同士の交流の機会の確保を含め、大学における教育活動の効果が最大限に発揮されるよう取り組むことを基本的な方針・目標とする。

2 授業の実施方針

(1) 学部生を対象とする授業

対面式授業を基本とすることを授業実施の基本方針とする。

[理由]

- ・ 大学における教育活動の効果を最大限に発揮する上で、大学において学生同士や学生と教職員との交流を図ることが不可欠であること。
- ・ 感染拡大防止の観点から、経験知として、基本的な感染防止対策（マスク着用、ソーシャルディスタンスの確保、換気等）をしている中での対面式授業においては、ほぼ感染することはないと考えられること。

ア 直近3年間の履修者数データに基づき、講義室への収容が難しい講義（座学）科目についてはオンライン授業とし、これ以外の講義（座学）科目は対面式授業とすることを基本とする。なお、履修者数が確定した後、必要が生じたときは、授業形態を見直す場合がある。

イ 演習・実習・実験・実技科目については、基本的な感染防止対策を徹底した上で、対面式授業とすることを基本とし、必要に応じて、感染防止と教育効果を上げることを目標として、オンライン授業を取り入れるものとする。

(2) 大学院生を対象とする授業

1の基本的な方針・目標の下、授業ごとに対応するものとする。

3 授業時の感染防止対策の徹底

ガイドラインに従うものとする。なお、ガイドラインにあるソーシャルディスタンスを確保するための講義室の机・椅子の配置は、定期試験時におけるものとし、収容人員もその配席により定められた人員数とする。

4 対面式授業に係る配慮

(1) 対面式授業への参加自体が困難な者への配慮

学生本人に基礎疾患がある等の理由により、対面式授業への参加自体が困難なことについてあらかじめ配慮申請があった場合は、別に定める「対面式授業に係る授業上の配慮について」により、個別に対応する。

(2) 感染した場合、濃厚接触者となった場合、発熱等の症状がある場合

ア 学生が心と身体の相談センターの指示に従って授業担当教員へ連絡した場合は（非常勤講師の場合は教務グループを通じて連絡）、授業を欠席扱いとしない。

イ 一定の感染者等が常時発生することが見込まれる中、「欠席扱いとしない」こと以外の

配慮については、療養期間等が短縮された状況も踏まえ、原則として行わない。

ただし、授業担当教員は、学生から当該配慮の要望があった場合（非常勤講師への要望は教務グループを仲介）、又は必要と認めるときは、出席できないこととなる授業の内容や授業の実施への影響その他を考慮し、合理的配慮として対応できるものとする。

- (3) 対面式授業の実効性等を一定程度確保するため、前記(1)及び(2)イただし書きの配慮以外、学生の個々の事情への対応までは行わず、前記2の方針により実施するものとする。

5 方針の見直し

広島県や国（文部科学省）の対処方針及びガイドラインの見直しに伴い、必要に応じて見直すものとする。